第9926号

高知県公報

発行　高知県　高知市丸ノ内一丁目2番20号
発行日　毎週2回（火曜日・金曜日）

高知県公報

平成29年4月7日（金曜日）

目　次

告　示　ページ

○管理理容師資格認定講習会及び管理美容師資格認定講習会の指定　（食品・衛生課）　1
○保安林の指定予定に係る通知の掲示　（治山林道課）　1
○基本測量の実施の通知　（用地対策課）　1
○基本測量の終了の通知　（〃）　1
○公共測量の終了の通知　（〃）　1
○国土調査の成果の認証　（〃）　1
○道路の区域変更（2件）　（道路課）　2
○道路の供用開始　（〃）　2
○都市計画の変更　（都市計画課）　2

告　示

高知県告示第328号

理容師法（昭和22年法律第234号）第11条の4第2項の規定による管理理容師資格認定講習会及び美容師法（昭和32年法律第163号）第12条の3第2項の規定による管理美容師資格認定講習会（以下「講習会」と総称する。）の指定を平成29年4月7日付けで次のとおり行った。

平成29年4月7日

高知県知事　尾﨑　正直

1　講習会の主催者
東京都江東区有明三丁目7番26号　有明フロンティアビルB棟9階
公益財団法人理容師美容師試験研修センター
2　講習会の実施期間及び実施場所
平成29年9月18日（月）から同年10月9日（月）まで
高知県高知市中万々85番3号　高知理容美容専門学校
3　講習会の講習科目及び講習時間数
（1）　公衆衛生　4時間
（2）　理容所及び美容所の衛生管理　14時間
4　講習会の受講料
18,000円
5　講習会の受講の申込先及び問い合わせ先
愛媛県松山市本町七丁目2番地　愛媛県本町ビル2階
公益財団法人理容師美容師試験研修センター四国ブロック事務所

高知県告示第329号

平成29年3月高知県告示第124号で告示した指定予定に係る保安林の森林所有者の所在が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林に指定する予定の通知の内容を四万十町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成29年4月7日

高知県知事　尾﨑　正直

1　所在不分明の森林所有者
（1）ア　登記簿記載の住所
岡山県倉敷市広江六丁目5番14号
イ　氏名
辻　重真
（2）ア　登記簿記載の住所
岡山県倉敷市北畝一丁目21番25号セジュール北畝B－101
イ　氏名
辻　重真
2　保安林に指定する通知の要旨
（1）　指定に係る保安林の所在場所
高岡郡四万十町道徳字小本山407の6、407の16、407の17、407の20、413の1、字三ツ森420の10、420の12、字三ツ森山414、420の15、420の16
（2）　指定の目的
水源の涵（かん）養
（3）　指定施業要件
立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について

高知県告示第330号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を平成29年3月24日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示する。

平成29年4月7日

高知県知事　尾﨑　正直

1　作業種類
基本測量（「電子国土基本図（地図情報）」及び「国土広域情報」修正測量）
2　作業期間
平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
3　作業地域
県内全域

高知県告示第331号

国土交通省国土地理院長から平成28年5月高知県告示第291号（基本測量の実施の通知）で告示した基本測量が平成29年3月3日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示する。

平成29年4月7日

高知県知事　尾﨑　正直

高知県告示第332号

高知地方法務局長から平成28年11月高知県告示第643号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が平成29年2月28日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成29年4月7日

高知県知事　尾﨑　正直

高知県告示第333号

安芸市畑山の一部地区、南国市黒滝、久枝及び比江の各一部地区、須崎市吾井郷丙、桑田山甲及び上分乙の各一部地区、吾川郡いの町寺川及び大森の各一部地区並びに吾川郡仁淀川町竹ノ谷及び土居の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

平成29年4月7日

高知県知事　尾﨑　正直

1　調査を行った者の名称
（1）　安芸市
（2）　南国市
（3）　須崎市
（4）　いの町
（5）　仁淀川町
2　調査を行った地域及び時期
（1）　安芸市畑山の一部
平成23年度及び平成24年度
（2）　南国市黒滝、久枝及び比江の各一部
平成26年度及び平成27年度
（3）　須崎市吾井郷丙、桑田山甲及び上分乙の各一部
平成26年度及び平成27年度
（4）　長岡郡いの町寺川及び大森の各一部
平成26年度及び平成27年度
（5）　吾川郡仁淀川町竹ノ谷及び土居の各一部
平成24年度、平成25年度及び平成28年度
3　成果の名称
（1）　安芸市地籍図及び地籍簿
（2）　南国市地籍図及び地籍簿
（3）　須崎市地籍図及び地籍簿
（4）　いの町地籍図及び地籍簿

（5）　仁淀川町地籍図及び地籍簿

4　認証年月日

平成29年4月7日

高知県告示第334号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成29年4月7日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年4月7日

高知県知事　尾﨑　正直

1　道路の種類　県道

2　路　線　名　南国伊野

3　道路の区域

区間	変更前後の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
高知市鏡的渕字シイタ61番7から高知市鏡的渕字シイタ61番1まで	前	6.8～8.5	40
	後	7.7～10.6	39

高知県告示第335号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成29年4月7日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年4月7日

高知県知事　尾﨑　正直

1　道路の種類　県道

2　路　線　名　上ノ加江窪川

3　道路の区域

区間	変更前後の別		敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
高岡郡四万十町黒石字茶園畑368番2から高岡郡四万十町黒石字大埇576番17まで	前	A	3.7～25.5	455
高岡郡四万十町黒石鷹ノ奈路584番3地先		B	14.5～16.6	60
高岡郡四万十町黒石字茶園畑377番から高岡郡四万十町黒石字大埇576番17まで	後	A	3.7～8.0	410
高岡郡四万十町黒石字茶園畑368番2から高岡郡四万十町黒石字大埇576番17まで		B	9.8～59.0	485

高知県告示第336号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成29年4月7日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年4月7日

高知県知事　尾﨑　正直

1　道路の種類　県道

2　路　線　名　谷地日下停車場

3　道路の区域

供用開始区間	延長（メートル）	供用開始年月日
高岡郡日高村沖名字落合ノ上93番1から高岡郡日高村下分字桑ヶ渕152番1地先まで	115	平成29年4月7日

高知県告示第337号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成29年4月7日

高知県知事　尾﨑　正直

1　都市計画の種類

高知広域都市計画道路（3・5・38号長浜桂浜線）

2　都市計画を変更する土地の区域

変更する部分

高知市長浜字穴ノ谷山及び字穴ノ谷の各一部

3　縦覧場所

高知県土木部都市計画課及び高知市役所